

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	26	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例措置の延長（漁業協同組合等）		
要望内容（概要）	<p>適用期限の2年延長</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 内国法人が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。</p> <p>・特例措置の内容 中小企業等（漁業協同組合等を含む。）が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出について、過去3年間の実績に基づく貸倒実績率又は法定繰入率のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等についてはそれぞれの繰入限度額の12%割増の範囲内とすることができる。</p>		
関係条文	<p>法人税法第52条第2項、租税特別措置法第57条の9第3項、第68条の59第3項、 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲36) [平年度] — (▲36) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>(2) 施策の必要性 漁業協同組合等及び取引先である水産業関連事業者は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすい。このことから、漁業協同組合等は、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。 貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。 厳しい経営環境の中において必要な役割を果たしていくため、漁業協同組合等の基盤を強化し、これにより漁業経営の安定という政策目的の実現を図るため、本措置により組合の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																																				
	政策の達成目標	漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。(政策目的と同趣旨)																																				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで (2 年間)																																				
	同上の期間中の達成目標	本措置による貸倒引当金の繰入増加額 (平成 27 年度及び平成 28 年度の 2 年間に本措置により漁業協同組合等が繰り入れる貸倒引当金の割増額を 790 百万円 (各年度の貸倒引当金繰入額全体の 1.9%) とする。)																																				
政策目標の達成状況	<p>本措置による貸倒引当金の繰入増加額の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>21 年度 (実績)</th> <th>22 年度 (実績)</th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> <th>28 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額 (A)</td> <td>604</td> <td>584</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>402</td> <td>398</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額 (B)</td> <td>21,263</td> <td>25,806</td> <td>23,176</td> <td>21,629</td> <td>20,241</td> <td>21,682</td> <td>21,184</td> <td>21,036</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>2.4%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約 2% の貸倒引当金の積増しに寄与している。(平成 23 年度までは割増率は 16%。)</p> <p>※貸倒引当金繰入額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値 (実数)。繰入額の見込 (平成 26~28 年度) は直近 3 ヶ年の平均値。</p>		区 分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	貸倒引当金の繰入増加額 (A)	604	584	552	414	377	402	398	392	貸倒引当金繰入額 (B)	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036	A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
区 分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)																														
貸倒引当金の繰入増加額 (A)	604	584	552	414	377	402	398	392																														
貸倒引当金繰入額 (B)	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036																														
A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%																														

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>対象組合数（うち貸倒引当金計上組合） 適用組合数 適用率</p> <p>平成21年度 2,270組合（762組合） 575組合 75.5%</p> <p>平成22年度 2,224組合（715組合） 589組合 82.4%</p> <p>平成23年度 2,210組合（647組合） 532組合 82.2%</p> <p>平成24年度 2,175組合（721組合） 621組合 86.1%</p> <p>平成25年度 2,163組合（773組合） 664組合 85.9%</p> <p>平成26年度 2,136組合（714組合） 606組合 84.9%（見込）</p> <p>平成27年度 2,109組合（736組合） 630組合 85.6%（見込）</p> <p>平成28年度 2,082組合（741組合） 633組合 85.4%（見込）</p> <p>※算定根拠は別添参照。</p>																																																					
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>平成27年度見込みにおいては、過去の実績から貸倒引当金を計上する対象組合の約9割が本措置の適用を受けることが想定され、金額では36百万円のコスト（減収額）により398百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化される見込みである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：組合、百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 （実績）</th> <th>22年度 （実績）</th> <th>23年度 （実績）</th> <th>24年度 （実績）</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象組合数</td> <td>2,270</td> <td>2,224</td> <td>2,210</td> <td>2,175</td> <td>2,163</td> <td>2,136</td> <td>2,109</td> <td>2,082</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金計上組合数</td> <td>762</td> <td>715</td> <td>647</td> <td>721</td> <td>773</td> <td>714</td> <td>736</td> <td>741</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>575</td> <td>589</td> <td>532</td> <td>621</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>630</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>59</td> <td>56</td> <td>53</td> <td>41</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額</td> <td>604</td> <td>584</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>402</td> <td>398</td> <td>392</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添参照。</p>	区分	21年度 （実績）	22年度 （実績）	23年度 （実績）	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082	貸倒引当金計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741	適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633	減収見込額	59	56	53	41	37	40	36	35	貸倒引当金の繰入増加額	604	584	552	414	377	402	398
区分	21年度 （実績）	22年度 （実績）	23年度 （実績）	24年度 （実績）	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）																																															
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082																																															
貸倒引当金計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741																																															
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633																																															
減収見込額	59	56	53	41	37	40	36	35																																															
貸倒引当金の繰入増加額	604	584	552	414	377	402	398	392																																															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																																					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																																																					
要望の措置の妥当性	<p>漁業者への金融機能及び販売・購買事業を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>																																																						

税負担軽減措置等の適用実績	対象組合数（うち貸倒引当金計上）	適用組合数	減税額					
	平成 21 年度 2,270 組合（762 組合）	575 組合	59 百万円					
	平成 22 年度 2,224 組合（715 組合）	589 組合	56 百万円					
	平成 23 年度 2,210 組合（647 組合）	532 組合	53 百万円					
	平成 24 年度 2,175 組合（721 組合）	621 組合	41 百万円					
	平成 25 年度 2,163 組合（773 組合）	664 組合	37 百万円					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	○中小企業者等の貸倒引当金の特例（単体法人） 道府県民税：5,498 事業税：21,205 市町村民税：13,526 合計：40,229							
	○中小連結法人等の貸倒引当金の特例 道府県民税：35 事業税：134 市町村民税：85 合計：254 （単位：百万円、適用業種全体の総数であること。） 適用組合数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況を確認したところ、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき推計されたものであり、漁業協同組合等を特定することが困難である。このため、漁業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。							
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成 25 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,163 組合のうち、773 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの約 9 割に当たる 664 組合が 12% 割増の特例の適用を受けており、金額では 37 百万円のコスト（減収額）により 377 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。 （単位：組合、百万円）							
	区分	21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減収見込額	59	56	53	41	37	40	36	35
貸倒引当金の繰入増加額	604	584	552	414	377	402	398	392
	※算定根拠は別添参照。							
前回要望時の達成目標	当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合 (平成 20 年度末時点 70.7% → 平成 25 年度末時点 75.5%)							

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時に目標としていた当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合の増加は、平成 20 年度末時点の 70.7%を平成 25 年度末時点で 75.5%とするものであったが、実績見込は 69.0%に留まる。これは、資源状況の低迷や漁業者の減少等に加え、近年の燃油価格の高騰や災害等の外的要因により、漁業協同組合等の経営の改善及び基盤強化が十分に進んでいないことによる。</p> <p>(当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合)</p> <p>平成 20 年度末時点 70.7% (759 組合／1,073 組合) 平成 21 年度末時点 67.8% (692 組合／1,021 組合) 平成 22 年度末時点 69.8% (688 組合／ 986 組合) 平成 23 年度末時点 68.5% (673 組合／ 982 組合) 平成 24 年度末時点 69.5% (673 組合／ 969 組合) 平成 25 年度末時点 69.0% (651 組合／ 943 組合) (見込)</p> <p>※平成 25 年度末時点の見込は、平成 20～24 年度末時点の平均減少数 (当期損失金が発生していない組合数：年 22 組合、全体の組合数：年 26 組合) をもとに算出。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 41 年度 創設 昭和 55 年度 繰入限度額の割増を 20%から 16%に引下げ 平成 10 年度 資本金 1 億円超の内国法人 (公益法人及び協同組合等は除く) については法定繰入率を廃止 平成 12 年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成 24 年度 繰入限度額の割増を 16%から 12%に引下げ</p>
<p>ページ</p>	<p>26 — 5</p>